

④直近の定期会見・レクで説明、会見未開催日は臨時会見・レク開催も検討

自治体との通報連絡協定	通報連絡要綱	対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法							
				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング				
(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項および第15条第1項に規定する事が発生したとき、並びに第25条第1項に規定する	運用上の留意点				原災法第10条および第15条通報第25条報告									
(2) 核燃料(液燃燃料を含む)の冷却機能(原子炉注水を含む)が停止したとき。														
全号機を対象として、常設設備のほか、炉注水設備および使用済燃料プール冷却系等の仮設設備を対象とする。ただし、規定どおりに予備機の起動により冷却機能を回復した場合は対象外とする。 なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。		原子炉注水システム	ポンプ自動停止	トラブル	既設の設備での原子炉への注水不能 (原子炉注水ポンプが停止し、非常用含み既設の設備にて、原子炉注水が出来ていない場合)	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
					ポンプが1台停止した場合又は停止する必要が生じた場合 (原子炉注水ポンプは停止したもの、代替機器により原子炉注水は継続している場合)	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
				炉注流量変動	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉への注水量が不足している場合 (常用原子炉注水系で原子炉の冷却に必要な流量が確保されていない) (待機中の非常用原子炉注水系の動作可能なポンプで冷却に必要な流量が確保されていない) ・任意の24時間あたりの注水量増加幅が1.0m³/時を超過	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
				炉注流量変更等	操作	設定流量を変更する場合 設定流量変更を伴わない流量変更(自然増減分の調整)の場合	○ ×	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
						不具合対応のための計画的なポンプ停止	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
						ポンプ切替、定例試験等予定作業	×	—	—	—	—	その他		
				使用済燃料プール冷却システム(共用プールも含む、ただし4号機は除く)	ポンプ等自動停止	トラブル	一次系および二次系の冷却が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	◎	A	複数号機の冷却停止および、復旧に時間を要す場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
							冷却機能に影響しない設備が停止した場合(塩分除去装置の自動停止等)	×	—	—	○	○	E	半号機の冷却停止および、復旧に時間を要しない場合 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
							5・6号機の燃料プール冷却净化系がポンプ、弁等の不具合により停止した場合又は急速停止する必要が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載 ●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明
				漏水スキマセージタンク等水位変動	トラブル	使用済燃料プールからの漏水	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	◎	A	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
							運転上の制限からの逸脱 ・一次系の異常な漏えい(スキマセージタンクの自然減以外の水位低下および漏損が不可で漏えい拡大防止が困難な冷却系配管からの漏えい)	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧宣言(あるいは取下げ)後 ●復旧時	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
							原因不明の水位変動が生じた場合	○	●発生確認後30分以内を自安に通報 ●調査結果	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明
				ポンプ等起動・停止	操作	不具合対応のための計画的な冷却停止	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●変更後(実績)	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
						冷却機能に影響するポンプ停止作業、切り替え	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●停止後(1日で終る場合省略) ●起動後	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	
						冷却機能に影響しないポンプ停止作業、切り替え	×	—	—	—	—	その他		
						5・6号機において残留熱除去系による原子炉停止時冷却運転(原子炉側の冷却)と非常時熱負荷運転(使用済燃料プール側の冷却)を交互に切り替えて冷却する場合	○	●事前(前日、遅くとも当日朝) ●連用復旧時	—	—	○	E	●定例会見・レクにて説明	

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング
(3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。	福島第一原子力発電所1～3号機を対象とする。なお、不具合対応のため、点検等が必要な場合における計画的な停止については、事前に停止計画を、事後に停止実績を連絡する。	窒素ガス封入装置	窒素ガス分離装置(PSA)自動停止	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下け）後 ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●調査結果	—	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					○	—	—	—	—	その他	
					×	—	—	—	—	その他	
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉の冷却を停止した場合（全燃料が取り出された場合を除く）	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉冷却材浄化系のポンプ、弁等の不具合により停止した場合（原子炉内に燃料が装荷された状態で、原子炉を冷却していた場合、ただし全燃料が取り出された場合を除く）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●運転中の窒素ガス分離装置が全台停止した場合（速やかに再起動または他の装置に切り替えた場合を除く） ●非常用窒素ガス分離装置が動作可能でない場合 ●格納容器内水素濃度が2.5%を超えた場合	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉圧力容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉圧力容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響なし	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
				操作	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●変更後（実績）	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					×	—	—	—	—	その他	
			窒素ガス封入量に一時的な変化を確認	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●原子炉圧力容器/原子炉圧力容器窒素ガス封入量への影響あり	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	●事前（停止計画） ●事後（停止実績）	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

通報連絡要綱	運用上の留意点	対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準			公表方法					
				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
(4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。	福島第一原子力発電所においては、保安規定第143条に定める再臨界の判断基準（パックグラウンドの平均値から2マイクロシーベルト/時の増加）を超える上昇が検出されたときとする。	外部への放射性物質放出影響	放射性物質放出に影響を確認	トラブル	モニタリングポストまたは可搬型モニタリングポストの有意な上昇があった場合（パックグラウンド平均+2マイクロシーベルト/時を目安とする）	○	●確認後、30分以内に必ず判断している範囲で第1報を発信、情報が入った段階で続報を発信 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
					エリアモニタの有意な上昇があった場合（過去の変動範囲から逸脱した場合）	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					モニタリングポストにおいて20mGy/hを超える変動があり、ダストモニタの指示等を確認した結果異常な放出が認められた場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					敷地境界付近のダストモニタで警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋力バー作業日報に記載
					構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●1号機建屋力バー作業日報に記載
		原子炉建屋カバー解体・かけき撤去作業時	原子炉建屋カバー解体・かけき撤去作業時	トラブル	警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×		—	—	—	その他	
					構内ダストモニタ（原子炉建屋近傍含む）で高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	—	—	—	その他	●1号機建屋力バー作業日報に記載
					オペラフ上のダストモニタで高高警報が発生した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	—	—	—	その他	●1号機建屋力バー作業日報に記載
					オペラフ上のダストモニタで作業時の管理値を超え、作業中止及び飛散防止剤散布という応急処置を行った場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	—	—	—	その他	●1号機建屋力バー作業日報に記載
					警報が発生したが、30分以内に誤警報の確認が出来た場合	×		—	—	—	その他	
		タンク解体作業時	タンク解体作業時	トラブル	解体・切断作業時におけるダスト測定で管理値を超え、作業中止及び仮設屋根の設置という応急処置を行った場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	—	—	—	その他	
					各種サンプリング（海水、地下水、排水路他）	○	●各種サンプリング値において、以下2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響があると判断出来る場合（可能性含む） 例：周辺観測孔等でも前回の値と比較して有意な変動がある場合 等	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
					各種サンプリング値において、以下の2つの事象が両方発生した場合 ①過去の変動範囲、至近のサンプリング値等と比較して、有意な変動がある場合 ②環境への影響がないと判断出来る場合 例：周辺観測孔等で前回の値と比較して有意な変動が無い場合、告示濃度限度以下の場合 等	○	●分析結果確定後30分以内を目安に通報 ●分析結果の確定が夜間の場合は翌朝に通報	—	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					各種サンプリング値の測定結果（有意な変動、[過去の値を大きく上回る場合]等がなく、環境への汚染の影響がない場合）（地下水サンプリング含む）	○	—	—	—	その他	●休祭日を含む午前10時および午後5時30分を日程にまとめてホームページ掲載	

福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準				公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
(5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む）の輸送中に事故があつたとき。	放射性物質とは、核原燃料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第2条第2項の核燃料物質および放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素をいい、放射性廃棄物を含む。	燃料・廃棄物関係	放射性物質等の輸送中の事故	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、プレス文を用意	
				作業員・車両・物品が、実施計画で定める基準[13,000cpm]を超えて橋外に出た場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後（実施した場合）	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明	
			燃料の移動・輸送	作業	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●全ての移送が終了後30分以内を目安に通報	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載 ●核物質防護上、実績のみの説明	
(6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。		燃料・廃棄物関係	放射性同位元素の盗取または所在不明	トラブル	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意	
(7) 原子炉施設に故障があつたとき。	冷温停止の維持に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があつたとき。 なお、福島第一原子力発電所1～3号機については、「冷温停止」を「冷温停止状態」と読み替える。	電源関係	外部電源停止	トラブル	全ての外部電源が停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	○	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意
○	○		○			●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討				
所内電源停止	トラブル		所内電源の停止により主要設備（原子炉注水、使用済燃料ボール冷却、窒素ガス封入、水処理、モニタリングボスト、免震重要棟の維持）の動作状況に影響を及ぼす場合で復旧に時間を要する（1日以上）と見込まれる場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	○	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
○				○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討				
○				●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明				
操作	所内電源の停止により主要設備の動作状況により主要設備の機能停止（全停）が必要な場合		○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●停止後〔1日で終る場合省略〕 ●起動後	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載			
×			-	-	-	-	その他					
非常用ディーゼル発電機	トラブル		○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明			
原子炉格納容器ガス管理システム	再臨界判定		運転上の制限からの逸脱・サンプリングの結果、再臨界および再臨界の可能性ありと判断された場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●復旧時	○	○	○	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
				○	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討			
	システムの停止		トラブル	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●起動解除時 ※計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略）	○	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討		
遠隔監視不能	トランクデータ（PCシステム上）およびwebカメラのいずれでも監視不能の場合		1系統が停止するがもう1系統で機能が維持出来ている場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
				○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急処置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●設備復旧後	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明		
	フロントデータ（PCシステム上）で監視不可でwebカメラでは監視可能な場合		×	-	-	-	○	その他	●定例会見・レクにて説明			
操作関係	操作		作業に伴いA・B両系とも停止し、計画的に運転上の制限から逸脱する場合（ダストサンプリングを除く）	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後（1日で終了する場合には省略） ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
			作業に伴い1系統が停止するが、もう1系統で機能が維持できている場合	×	-	-	-	その他				

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準			公表方法					
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
(8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。 (起動信号が発信したときを含む。) また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。	事故・故障等に基づき、作動又は起動信号が発信したときをいい、試験のために起動させる場合を除く。	原子炉圧力容器／原子炉格納容器温度、温度計	異常な温度上昇	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・原子炉圧力容器底部温度で80°Cを超える ・原子炉格納容器内温度が全般的に著しい温度上昇傾向がある場合	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急措置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定期会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討	
						○	●判断後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●設備復旧後 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●原因、対策(必要に応じて)	-	○	○	D	●直近の定期会見・レクにて説明	
			温度計異常	作業	監視使用可の保安規定対象温度計について、日常監視または毎月実施する信頼性評価で異常が見られ点検(指折測定等)を実施した場合	○	●点検決定後速やかに ●点検後の扱い(監視→参考または故障)決定後	-	○	○	E	●点検結果で不良となった場合 ●日報、1F状況にも記載	
						○	●月例フレス(「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」)にて説明						
			毎月実施する定期点検の結果、温度計の扱い(監視、参考、故障)が変更になった場合	×	- - -	-	-	-	その他				
						×	●毎月実施する定期点検の結果、温度計の扱い(監視、参考、故障)が変更にならない場合	-	-	-	その他	●月例フレス(「福島第一原子力発電所1～3号機における原子炉内温度計および原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について」)にて説明	
			水処理設備(SAPRY/KURIION/AREVA)/淡水化装置/多核種除去設備(既設/増設/高性能)及びモバイル型ストロンチウム除去装置(第二含む)/RO濃縮水処理設備/雨水処理設備/モバイル式処理装置	設備停止	トラブル	運転上の制限からの逸脱 ・水処理設備において全ての設備が動作不可	○	●逸脱宣言後30分以内を目安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急措置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは取下げ)後 ●原因、対策(必要に応じて)	○	○	●	B	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明 ●定期会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復旧時	○	○	○	C	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定期会見・レクにて説明	
						○	●運用停止時間が長期に至るもの(可能性含む)と判断した時点 ●復旧時	-	○	○	D	●直近の定期会見・レクにて説明	
(9) 原子炉内で異物を発見したとき。	① 「原子炉内」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ内をいう。(福島第一原子力発電所1～4号機を除く) ② 「異物」とは、工具類、機材類、消耗品類およびルースパーツ(脱落した部品等)をさすものとする。 ただし、混入しても機器等へ影響を及ぼさないものは除く。 なお、異物様物品を発見し、24時間以内に異物と判断でない場合は除外	異物	5・6号機非常用炉心冷却系	5・6号機非常用炉心冷却系の動作	トラブル	非常用炉心冷却系作動時(起動信号発信を含む)、およびこの場合に配管破断の有無を確認したとき(事故・故障等によるもの。試験起動の場合は除く)	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施後(実施した場合)	○	○	◎	A	●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催 ●緊急記者会見時には、フレス文を用意 ※起動信号のみの場合は公表区分C
						○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●異物の状況(適宜) ●回収時	-	○	○	E	●定期会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載	

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類	通報基準				公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点			要否	タイミング	一斉メール	日报&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング	
(10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を越えたとき。	<p>① 周辺監視区域の外の空気中又は水中の放射性物質の濃度が、規則第15条第4号および第7号に規定する濃度限度を超えたとき。</p> <p>② 気体状又は液体状の放射性廃棄物を、それぞれ排気又は排水設備によって排出した場合において原子炉施設保安規定に定める放出管理目標値を超えたとき。</p> <p>③ 原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより放射性廃棄物の排気施設又は排水施設の排出状況に異状が認められたとき。（福島第一原子力発電所1～4号機および集中環境処理施設については、至近の放出量と比べて「異状」な状態となった場合とする。）</p>	<p>水漏れ（湯気を含む）</p> <p>漏れた水が明らかに「ろ過水」「飲料水」「海水」と判断できる場合（環境に影響を与えない場合）</p> <p>新たな場所から湯気が確認された場合／湯気がなくなった場合</p> <p>以前と同じ箇所から湯気が確認された場合／湯気がなくなった場合</p>	<p>水漏れの発見（漏気を含む）</p> <p>トラブル</p>	<p>汚染水の場合（多核種除去設備(ALPS)含む）、または漏れた水がすぐに「ろ過水」「飲料水」「海水」と判断できない場合</p> <p>●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）。原因調査等で発生が想定され、廠内に収まり外部への影響が無い場合は、まとめて発信也可。            •発見時刻            •漏えい箇所            •浸（含む建屋、土壌）の有無            •漏えい量、漏えい状態（停止／継続）            •水の出所、放水量濃度            •海洋放出のおそれの有無            •系統への影響            •応急処置実施内容、実施時期            上記の情報やデータにより公表区分は変化する</p> <p>●毎日定期的にお知らせしているプラント状況等と併せて通報</p>	<p>○</p> <p>×</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>×</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明</p> <p>●汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合・湯気にによるモニタリングボストへの影響がある場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催</p> <p>●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>以上）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討</p> <p>分析の結果、低濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>未満）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●直近の定例会見・レクにて説明</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合・湯気にによるモニタリングボストへの影響がある場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者会見を開催</p> <p>●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>以上）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催を検討</p> <p>分析の結果、低濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>未満）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●直近の定例会見・レクにて説明</p>		
(11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。	<p>① 気体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>② 液体状の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>③ 福島第一原子力発電所については、「管理区域」を「管理対象区域」と読み替える。</p>	<p>水たまりの発見</p>	<p>トラブル</p>	<p>「雨水」「地下水」「結露水」と判断できる場合（分析には回りまでもない場合）            汚染水の場合（雨水、地下水、結露水でない場合）、または「雨水」「地下水」「結露水」とすぐに判断できない場合</p>	<p>●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）            •発見時刻            •漏えい箇所            •浸（含む建屋、土壌）の有無            •漏えい量、漏えい状態（停止／継続）            •水の出所、放水量濃度            •海洋放出のおそれの有無            •系統への影響            •応急処置実施内容、実施時期            上記の情報やデータにより公表区分は変化する</p>	<p>×</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明</p> <p>●汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急会見を開催</p> <p>●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>以上）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急会見を開催</p> <p>●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</p> <p>分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>以上）の場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合</p> <p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>	
(12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入り制限等の措置を講じたとき。	<p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入り制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。</p>	<p>漏えい検知器動作</p>	<p>トラブル</p>	<p>配管から漏えいにより漏えい検知器が動作した場合</p> <p>漏えい検知器が動作したが30分以内に誤発報の確認ができた場合</p>	<p>●検知器動作確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）            ●復旧時</p>	<p>○</p> <p>×</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>	
(13) 側溝放射線モニタ警報発生等	<p>側溝放射線モニタ警報発生等</p>	<p>トラブル</p>	<p>C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの指示値から核燃料物質等の漏えいの恐れがある場合</p> <p>C排水路の下流に設置している構内側溝排水放射線モニタの故障による欠測</p>	<p>●警報発報確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）            ●復旧時</p> <p>●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急処置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）            ●復旧時</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>	<p>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明</p> <p>●分析の結果、高レベル汚染水の場合は公表区分B</p> <p>●すぐに（30分目途）誤警報であると確認された場合は、「その他」</p>		

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		要否	通報基準		公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点					タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング
汚染水貯蔵タンク	漏えい、溢水の発見	トラブル	バトロール等においてタンク、連絡配管からの漏えい、塙内の水の溢水を確認した場合	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生確認後30分以内を目安に通報（判明している範囲で第1報を入れ、情報が入ったタイミングで第2報以降を発信。漏えい停止、応急処置の方法、応急措置の実施時期の確定等状況が変わった場合も適宜発信）</li> <li>・発見時刻</li> <li>・漏えい箇所</li> <li>・塙（含建屋、土壌）の有無</li> <li>・漏えい量、漏えい状態（停止／継続）</li> <li>・水の出所、放流能速度</li> <li>・海洋放出のおそれの有無</li> <li>・系統への影響</li> <li>・応急処置実施内容、実施時期</li> <li>・上記の情報やデータにより公表区分は変化する</li> </ul>	○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	◎	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染水の構外への漏えいおよび漏えいの可能性がある場合</li> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急会見を開催</li> <li>●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意</li> </ul>	
						○	○	●	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析の結果、高濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>以上）の場合</li> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見にて説明</li> <li>●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの開催も検討</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析の結果、低濃度の汚染水（10<sup>2</sup>ベクレル/cm<sup>3</sup>未満）の場合</li> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見にて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見にて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見にて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通報後30分以内を目安に一斉メール送信</li> <li>●直近の定例会見・レクにて説明</li> </ul>	
						○	○	○	C	<ul style="list-style-type: none; padding-left	



# 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準		公表方法			
通報連絡要綱	運用上の留意点		要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
(15) 原子炉施設に 関し人の障害（放射線 以外の障害であって軽 微なものを除く。）が 発生し、又は発生する おそれがあるとき。	人の障害とは、放射線による 障害およびそれ以外の事故等 による障害をさすものとし、 医師等により休業の必要がある と判断された場合、又は、 当日中に医師の診断結果が得 られず、障害の程度が判断で きない場合は連絡する。 発電所敷地内に起きた事故 であって救急車を要請した場 合、ドクターへりが発電所内 に着陸する場合等。	けが人、傷病者 作業に起因するけ が、熱中症の発生 トラブル 作業に起因する負傷等で死者が発生した場合 作業に起因する負傷等で重篤者（意識不明、心 肺停止等）が発生した場合 死者者・重篤者以外の作業に起因する負傷等 で、救急車・ドクターへりで病院へ搬送した場合 作業に起因する負傷等で業務車等で病院へ搬送 し医療行為を受けた場合（翌日病院へ行った場 合を含む）、または集団感染の発生などで作業 に影響が出る場合 その他疾病の発生 (発生時に作業との 因果関係が不明のもの を含む)	○	●死亡診断が出された後	○	○	◎	A	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●夜間・休日を問わず準備ができる次第、緊急記者 会見を開催 ●緊急記者会見・レク時には、プレス文を用意		
			○	●搬送依頼後30分以内を自安に通報 ●医師の診断結果が出た後	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討		
			○	●搬送依頼後30分以内を自安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明		
			○	●医師の診断（作業起因による1日以上の休業ま たは感染症による休業）が出た後	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
			○	●搬送依頼後30分以内を自安に通報 ●死亡診断が出された後 ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が 認められた時）	-	○	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明 ●夜間・休日を含め、後日、作業との因果関係が 認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分 A扱い）		
			○	●搬送依頼後30分以内を自安に通報 ●搬送時刻（出発、到着時刻等） ●医師の診断結果が出た後（作業との因果関係が 認められた時）	-	-	-	その他	●夜間・休日を含め、後日、作業との因果関係が 認められた場合は速やかに一斉メール送信（区分 C扱い）		
			×		-	-	-	その他			
			○	●判断を確認後30分以内を自安に通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討		
			○	●震度4以上（双葉町、大熊町、楢葉町、富岡町 の観測点）	○	-	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●直近の定例会見にて説明 ●ブロードキャスト（主要設備への影響が発生している場合は会見も実施）		
			○	●震度3以下（同上）	-	-	-	その他			
(17) その他必要と 認められる事項	① 原子力発電所で大きな地 震を感じたとき（地震観測地点 の「双葉町新山」「大熊町下野 上」「大熊町野上」「富岡町本 岡」「楢葉町北田」のいす れかで震度4以上を自安とする）。  ②隣り合う2局以上のモニタ リングポストにおいて、2時 間以上の欠測が生じたとき 等。（(12) 参照）  ③ 機器の故障や誤操作等に より原子炉施設保安規定に定 める運転上の制限からの逸脱 が生じたとき。	気象状況 (地震、竜巻 等)	地震	地震	○	●発生後の中央制御室（1～4号機、5・6号機、 水処理）パラメータ確認後、速やかに ●異常が確認された場合、速やかに ●ハトロール終了時（区分2・3の場合）	○	-	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明 ●直近の定例会見にて説明 ●ブロードキャスト（主要設備への影響が発生している場合は会見も実施）
			×	—	-	-	-	その他			
			○	●待避指示発令時 ●待避指示解除時	-	-	○	E	●定例会見・レクにて説明		
			○	●逸脱宣言後30分以内を自安に通報 ●確認された事実を適宜（1回／時間）通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●原因・対策等（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討		
	設備共通	運転上の制限からの 逸脱	トラブル	以下設備に対する、機器の故障や誤操作等に による運転上の制限からの逸脱 ・非常用水槽 ・ほう酸水注入設備 ・建屋に貯留する滑溜水 (その他の運転上の制限からの逸脱については、各設備等のトラブル事案に記載)	○	●逸脱宣言後30分以内を自安に通報 ●確認された事実を適宜（1回／時間）通報 ●応急処置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復帰宣言（あるいは取下げ）後 ●原因・対策等（必要に応じて）	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討
			○	●パラメータ急変発生確認後30分以内を自安に 通報 ●確認された事実を適宜（1回／時間）通報	○	○	●	B	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明 ●直近の定例会見にて説明 ●定例会見・レク未開催日には臨時会見・レクの 開催も検討		
	作業	作業	○	●事前（前日、遅くとも当日朝） ●計画的な作業（「青旗」）適用開始後 ●起動解除時	-	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載		
			○								

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類		通報基準		公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点				要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング
	④ 制御棒の想定外の引き抜け、過挿入が生じたとき。 (燃料が炉心に装荷されていないときに生じたものを除)	制御棒	5・6号機における制御棒の想定外の引き抜け、過挿入	トラブル	○	●該当判断後30分以内を自安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急措置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見にて説明
	⑤ 作業に起因する傷病が発生し、医師の診断により1日以上の休業となるとき。					「けが人、傷病者」に当該記載あり					
<b>&lt;&lt;当社で想定&gt;&gt;</b>											
<<当社で想定>>		法令報告該当	原子炉等規制法等に基づく報告	トラブル	○	●該当判断後30分以内を自安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急措置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					○	●該当判断後30分以内を自安に通報 ●確認された事実を適宜(1回/時間)通報 ●応急措置方法、実施時期を事前に通報 ●応急措置実施後(実施した場合) ●復帰宣言(あるいは判断取下)後 ●原因・対策等(必要に応じて)	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		実施計画違反	保安検査、保安調査において実施計画違反(違反1~3)と判断された場合	-	X	—	—	—	○	B	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施
					X	—	—	—	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●プレス発表を実施
					O	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができる次第実施	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
		新規設備導入、主要設備復旧	作業	炉心・使用済燃料プールの冷却に係わる新規設備導入開始時	O	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができる次第実施	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					O	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができる次第実施	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					O	●インサービス後、設備が安定したことを確認後、準備ができる次第実施	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
		放射性物質の調査依頼	作業	発電所構外で福島第一出来と想われる放射性物質が見つかり、調査を依頼された場合	X	—	—	—	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとめた時に公表
					X	—	—	—	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●環境省の除染エリア毎で最初に発見したものを搬入した時と除染エリア毎にとりまとめた時に公表
		地下水バイパス	設備停止	トラブル	○	●発生確認後30分以内を自安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					O	●一時貯留タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					O	●揚水井のサンプリング結果が運用目標値を超え汲み上げを停止する場合	—	—	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					O	●排水前の一時貯留タンク水のサンプリング結果	—	—	—	その他	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
		排水実績	作業	排水停止	O	●排水作業終了後	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
					O	●発生確認後30分以内を自安に通報	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
		サブドレン・地下排水・集水設備 / サブドレン・浄化設備・移送設備	設備停止	トラブル	O	●一時貯水タンク水のサンプリングの結果、トリチウムが運用目標値を超えた場合及び、定期的な分析で基準を超えて排水を停止する場合	○	○	○	C	●通報後30分以内を自安に一斉メール送信 ●直近の定例会見・レクにて説明
					O	●集水タンク水のサンプリング結果が運用目標値を超えた場合で、浄化設備への移送が不可と判断した場合	—	—	○	D	●直近の定例会見・レクにて説明
					O	●排水前の一時貯水タンク水のサンプリング結果	—	—	—	その他	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載
		排水実績	作業	排水停止	O	●排水作業終了後	—	○	○	E	●定例会見・レクにて説明 ●日報、1F状況にも記載

## 福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法

2013年9月17日施行  
2016年2月1日更新  
東京電力株式会社

自治体との通報連絡協定		対象設備	トラブル・事故等分類			通報基準	公表方法				
通報連絡要綱	運用上の留意点		要否	タイミング	一斉メール	日報&1F状況	会見説明	公表区分	タイミング		
		陸側遮水壁	設備停止	トラブル	フラインの大量漏えい、供給ポンプ停止などのトラブルにより、陸側遮水壁の運用を停止する場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報	○	○	○	C
			設備停止	トラブル	排気のモニタリング結果、異常が認められ停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●応急措置実施内容、実施時期 ●応急措置実施後（実施した場合） ●復旧時	○	○	○	C
		雑固体廃棄物焼却設備	設備停止	トラブル	設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備を非常停止した場合	○	●発生確認後30分以内を目安に通報 ●復旧時	-	○	○	D
					設備の異常やトラブル等により、雑固体廃棄物焼却設備の運用停止期間が長期に至る場合、及び長期に至る可能性がある場合	○	●運用停止期間が長期に至るもの（可能性含む）と判断した時点 ●復旧時	-	○	○	D

※「通報基準・公表方法」はあくまでも目安であり、上記以外の事故・トラブルが発生した場合も含め、通報・公表の要否は社会的関心の状況などを踏まえて柔軟に判断します。

※複合的なトラブル・事故が発生した場合は、原則、公表区分の高い方のタイミングで通報・公表します。

※竜巻／落雷／津波等の規模・被害が大きくなる場合は、状況に応じて臨時会見・レクを開催します。

※会見とは本店における記者会見を指し、レクとは福島県政記者会における記者レクを指します。

※本資料における「通報」は、原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく連絡にて行います。

### 【更新履歴】

2013年9月17日施行

2014年2月20日更新

2015年5月12日更新

2015年10月5日更新

2016年2月1日更新